

県南広域振興局長告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成21年8月7日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

福祉用具貸与

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		変更年月日	
名 称		主たる事務所の所在地	名 称		所在地
変更前	変更後				
有限会社飛翔	飛翔株式会社	千葉県松戸市根木内142番地 1	ケアショップあすか 岩手営業所	遠野市早瀬町一丁目 2番30号	平成21年7 月1日